

## ①二川南校区コミュニティ推進運営委員会規約

### <組織及び目的>

第1条 本会は二川南校区自治会のもとに、コミュニティ推進運営委員会(以下「委員会」という)を組織し、明るく住みよい町づくりを推進する。

### <活 動>

第2条 委員会は前条の目的を達成するために、校区自治会、健全育成会及び社会教育委員会をはじめとする関連諸団体が相互に協力して、次の活動を行う。

1. 町民相互のコミュニケーションを深め、明るく住みよい町づくりや助け合いの精神づくりに資するための活動
2. 青少年の健全育成のための活動
3. 文化教養活動及びコミュニティ意識高揚活動
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

第3条 企画運営については、活動内容を考慮し、校区各種団体に委任する。

### <委員会の構成>

第4条 委員会は、次の者で構成し、役員及び顧問は、原則として次の通りとする。

#### ○委員

校区自治会役員、社会教育委員会役員、社会体育委員会役員、文化協会会長、女性部部長、校区子ども会会長、二川南消防団分団長、校区老人クラブ会長、あすなろ会代表、健全育成会会長、青少年育成校区指導員、民生児童委員二川協議会会長、更生保護女性会会長、二川中PTA役員、二川南小PTA役員、主任児童委員

#### ○役員及び顧問

委員長	校区自治会長
副委員長	健全育成会会長 校区自治会副会長2名
事務局長	社会教育委員長
会 計	社会教育委員会副会長
書 記	社会教育委員会書記
監 事	校区自治会会計
顧 問	小学校校長、教頭

### <委員の任期>

第5条 役員及び委員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとする。

### <委員会の開催>

第6条 委員会は、必要に応じて、会長が招集し開催する。

### <規約の改正>

第7条 この規約の改正は、委員会の協議をもって変更することができる。

### <事務局>

第8条 委員会の事務局は、委員長宅に置き、事務局長が処理する。

### <直轄事業>

第9条 本会の趣旨に基づき、活動している「豊橋まつり」「ふたなんフェスタ」は、委員会の直轄事業として、参画及び計画・実行する。

この他、前第2条の目的を達成するため、新たな事業を展開する場合には、委員会で協議し、計画・実行する。